

ものづくり産業基幹技術未来継承支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、ものづくり産業基幹技術未来継承支援事業を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

県内企業が実施する、自社にとって新たな技術を取り込み、加工分野の拡大を図る取り組みを対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

※①機械設備導入とそれに付随する技術修得の双方への取り組みが必要となる事業を対象とし、いずれか一方のみを対象とした事業は対象外となります。

※②上記①の要件を満たす場合であっても、加工分野の拡大が認められない場合には、対象外となります。

(2) 実施期間

交付決定日から1年以内

※事業が年度をまたぐ場合は、年度ごとに補助金の交付手続き（交付申請、実績報告等）を行います。（「6 スケジュール（予定）」をご覧ください。）

(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、県内企業に対して補助金を交付します。

2 対象者（補助金の交付先）

石川県内に製造拠点を有する中小企業者であること。

ただし、当該補助事業を県内の事業所にて行うこと。

※本事業における中小企業者とは、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者のうち、製造業及びゴム製品製造業を主たる事業として営む者をいいます。

3 補助額及び対象となる経費（補助対象経費）

（1）補助額

10,000千円以内（ただし、補助対象経費の1／2以内）

（2）対象となる経費（補助対象経費）

項 目	内 容
機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ※例外的に中古の機械も対象となる場合があります。 ※単価50万円以上のソフトウェアも対象になります。
機械移設費	既設場所からの取り外し又は移設等に要する経費
材料・消耗品費	試作品材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
技術指導費	加工分野の拡大に伴う技術修得について助言を受けるため、外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等

※「据付け」とは、機械装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。
設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。

※機械装置費の補助上限額は8,500千円とします。

※事業を実施するにあたり、必要な加工ができる新品の装置が販売されていないなど、新品の装置では実現できない相当な理由がある場合に限り中古の機械装置費を補助対象とします。→中古品を補助対象経費とする理由を申請書に明記してください。

※中古の機械装置を購入する際に、中間卸業者等を介して購入する場合は、原則として複数の業者の相見積もりを必要とします。なお、相見積もりが行えない場合は、業者選定理由書が必要となります。

※中古の機械装置を購入する際に、売買当事者同士の相対取引により購入する場合は、売り渡す側の簿価または当該中古機械装置1つ（一式）の取得価額の10%の額を補助対象額とします。

4 採択件数

5件程度を予定しています。

5 応募方法

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、

①「事業計画書（別添様式）」

②「申請者の決算書（直近2カ年分）」を提出してください。

※経営革新計画等の認定事業者は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 http://www.isico.or.jp/isico/jisedaifund_mirai

(1) 募集期間

平成29年9月29日（金）から平成29年10月27日（金）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出先及び問い合わせ先

（公財）石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部（担当：競、畑、山崎）
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館2F
TEL 076-267-6291 FAX 076-268-1322

(4) 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

①審査方法（予定）

提案案件は、審査基準に基づく採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

②審査基準

- ア) 新たに取り込む技術と既存事業とに関連性があり、相乗効果が見込まれるか
- イ) 新たな技術の取り込みにより競争優位性が見込まれるか
- ウ) 新たな技術の取り込みを踏まえた今後の事業計画が明確かつ妥当（費用対効果が高い）か
- エ) 本県産業の維持・発展における貢献度が高いか

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

6 スケジュール（予定）

	時 期
募 集	9月29日（金）～10月27日（金）
審査、採択	11月上旬～11月下旬
事業開始	12月中

●「平成 29 年 12 月 1 日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ【例示】

- ・事業実施期間は、最長で平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの 1 年間（交付決定日から 1 年間）となります。

※補助金交付決定日は採択時にお知らせします。

- ・補助金の交付手続きは年度毎に行います（年度をまたぐ場合、2 回手続きが必要です）。

年度	手続き	日 付	実 施 内 容	最長 1 年間
H29 年度	(1 回目)	H29.12.1	①交付申請→②交付決定（事業開始）	
		H30.3.31	③実績・進捗報告→④補助金交付	
H30 年度	(2 回目)	H30.4.1	①交付申請→②交付決定	
		H30.11.30	③実績・成果報告→④補助金交付（事業終了）	

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

（1）補助金の交付手続き

補助金の交付手続き（交付申請、実績報告等）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります（手続きの流れについては、「6 スケジュール（予定）」の例示もご覧ください）。

（2）補助金の交付

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

（3）補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（4）事業により取得した機械等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（処分、売却、譲渡及び他用途への転用は認められません。）。

これらの財産の処分等に当たっては、事前に石川県産業創出支援機構の承認を得なければなりません。

（5）書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。

(6) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

(7) 事業状況の報告について

事業の終了後5年間、事業状況についての報告を求めます。